

答申書

1 審査会の結論

審査請求人 ○○ ○○（以下「審査請求人」という。）が令和3年4月30日に提起した処分庁（山形県知事）における精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）を交付しない旨の決定に係る処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人（審査請求書）

本件処分の取消しを求める。

なぜ子どもに手帳が交付されないのか問い合わせたところ、療育を受け、投薬を受けているため将来的に症状はうすまるだろうと考えるからとの説明を受けたが、発達障害者支援法第1条、第2条及び第3条より、子どもに交付しないという考え方は合っているとは思えなく、一概に子どもに手帳を出さないという考え方は独断的ではないか。

また、判定は3名の精神科の医師が行っているということだが、医師は病気をみるもので、行政、福祉についてまで判定させるものではないと思う。

(2) 審査庁

本件処分を不当とすべき事実は認められず、本件審査請求は理由がないことから、棄却されるべきである。

3 審理員意見書の要旨

(1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

(2) 審理員意見書の理由

ア 本件処分の決定の手続は、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」（平成7年9月12日厚生省保健医療局長通知別紙。以下「実施要領」という。）及び「山形県精神障害者保健福祉手帳事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）に基づき、医師の診断書が添付された申請について、山形県精神保健福祉センターにおいて、精神保健指定医3名が出席する「精神障害者保健福祉手帳交付判定会議」（以下「判定会議」という。）を開催し、手帳の交付の可否を判定しており、判定の過程における不備は認められない。

イ 本件処分に係る診断書における精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態について、判定した精神保健指定医3名は、診断書に記載されている「自閉症スペクトラム障害」は、幼少期にその特性が見られた児が成人後に問題なく社会生活を送っている者もあり、小児期に固定した障害と判断することは難しいこと、また、審査請求人は、現在は特別支援教育における将来をも見据えた教育・訓練の時期にあり、成長することで問題が解決することも少なくないことを考慮すると、障害が固定しているとは言えず、手帳交付は行わないと判断したものである。

この判断は、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「課長通知」という。）に基づき、現時点の状態のみでなく、おおむね過去2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態を考慮した上で適切に判断されている。

上記のとおり、本件処分における手帳の交付を行わないと決定した判定については、申請時に提出された診断書における精神障がいの状態を「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（平成7年9月12日厚生省保健医療局長通知別紙。以下「判定基準」という。）に照らし、審査請求人の病状及び障がいの程度、日常生活や社会生活の状況等を総合的に考慮し適切に判定されたものである。

ウ 上記ア及びイにより、本件審査請求の対象となる手帳交付の可否の判定を不当とすべき事実は認められない。

4 調査審議の経過

令和4年4月27日 審査庁からの諮問の受付

令和4年6月22日 調査審議

5 審査会の判断の理由

(1) 障害等級の判定の妥当性について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条において、「精神保健指定医」は、厚生労働大臣が、一定の実務経験を有し、法令で定められた研修を修了した医師のうち、特定の職務に必要な知能及び技能を有すると認められる者を指定すると規定されている。

判定を行う判定会議の委員については、実施要領において、「原則として、精神保健指定医を含めるものとする」とされているところ、本件処分に係る山形県精神保健福祉センターの判定会議では、精神保健指定医3名の合議により判定を行っている。

障害等級の判定については、判定基準において、「判定に際しては、診断書に記載された精神疾患（機能障害）の状況及び能力障害（活動制限）の状態について十

分な審査を行い、対応すること」とされ、課長通知において、「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する」とされている。

処分庁は、本件処分に係る判定において、診断書に記載された「自閉スペクトラム障害」は、幼少期にその特性が見られた児が成人後に問題なく社会生活を送っている者もあり、小児期に固定した障害と判断することは難しいこと、また、審査請求人は、現在は特別支援教育における将来をも見据えた教育・訓練の時期にあり、成長することで問題が解決することも少なくないことを考慮すると、障害が固定しているとは言えず、手帳交付は行わないと判断している。

本件処分に係る手帳交付の可否の判定の妥当性については、3名の精神保健指定医が、診断書の記載内容における審査請求人の病状及び障がいの程度、日常生活や社会生活の状況等を、判定基準及び課長通知に照らして総合的に判断した結果、手帳の交付対象となる精神障がいとは認められないとしたものであり、精神医学的見地からの判定と認められ、違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分における手続と審査方法の妥当性

本件処分は、実施要領及び事務処理要領に基づき、山形県精神保健福祉センターにおいて、精神保健指定医が出席する判定会議を開催し、同判定会議において手帳の交付は認められないと判断したことを受けてなされたものであり、手続上違法又は不当な点は認められない。

また、審理員の審理手続においても、違法な点は認められない。

(3) 結論

以上により、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

阿 部 未 央

加 藤 静 香

津 川 恵美子

中 沢 秀 夫